

第5章 第3期障がい児福祉計画

1 第2期計画の目標の達成状況

(1) 障がい児支援の提供体制

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	目標	実績	考え方
児童発達支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	市内に少なくとも 1 箇所以上設置
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	1 箇所	市内に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	0 箇所	市内に少なくとも 1 箇所以上確保
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	0 箇所	市内に少なくとも 1 箇所以上確保

【評価】

保育所等訪問支援提供体制を令和元年8月に整備し、児童発達支援センターを令和2年4月に整備しています。重症心身障がい児を支援する事業所については、市内では未設置となっています。現在は他市の事業所を利用している状況です。

(2) 医療的ケア児に対する支援

項目	目標	実績	考え方
令和5年度末時点での協議の場	有	有	各市町村に協議の場を設ける
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	無	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

【評価】

相談支援事業所連絡会議での情報共有や、必要に応じて病院等の関係者を交えた協議の場を設けています。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、資格を持つ人材の確保や、相談支援事業所等の関係機関との調整が課題となっています。

2 第3期計画の成果目標

この計画における数値目標は、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっており、見附市では、令和8年度を目標年度として、次のように設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制

基本指針

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・障害児の地域社会への参加
- ・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	数値	考え方
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する
目標年度末時点での障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
目標年度末時点での保育所等訪問支援の提供体制の確保	1箇所	
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上の確保（または近隣の他市町村のサービス事業所を利用）
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上の確保（または近隣の他市町村のサービス事業所を利用）

数値設定の考え方と達成に向けた対応

- ・市のこれまでの実績と、国の示した目標値を基に設定しました。
- ・重症心身障がい児を支援する事業所については、市内での設置を目指しますが、他市の事業所の利用や共生型サービスの活用も含め整備に努めます。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）は、児童発達支援事業所の拡充や保育所等訪問支援事業所の活躍により整備が進んでいると考えます。今後の環境整備については、見附市障害者自立支援協議会を通じ、障がい児サービス事業所や相談支援事業所と連携しながら検討していきます。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

基本指針

令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場の設置の有無
目標年度末時点での協議の場	有
目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

数値設定の考え方と達成に向けた対応

相談支援事業所連絡会議での情報共有や、必要に応じて病院等の関係者を交えた協議の場を活用し、医療的ケア児の地域支援を推進します。また、市内の相談支援事業所や児童発達支援センター等と調整し、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促します。

医療的ケア児…心身の機能に障がいがあり、人工呼吸器や胃ろう、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

医療的ケア児等のコーディネーター…医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験を基に、社会資源の活用と関係機関との総合的な連携調整を図ります。また、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。相談支援専門員、保健師、訪問看護師、行政職員などを対象に、都道府県による養成研修が毎年開催されています。

3 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

【サービス内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の実施をします。

◆児童発達支援

(人日、人：月あたり)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	69	84	99	180	200	220
	実績	82	101	129	—	—	—
	計画比	118.8%	120.2%	130.3%	—	—	—
実利用 人数 (人)	見込量	23	28	33	45	50	55
	実績	33	37	41	—	—	—
	計画比	143.5%	132.1%	124.2%	—	—	—

【評価】

令和5年度に児童発達支援事業所が1か所増え、市内で利用しやすい環境が少しずつ整備されています。今後も利用者数、利用日数ともに増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

時間について：年々利用日数が増加しているため、令和5年度の実績を基にして、1人当たりの平均利用日数4日／月に利用見込み人数を掛けて見込みました。

人について：現在利用者41人です。利用者数は年々増加傾向にあり、令和6年5月には市内に新たな事業所が開所予定であることから、令和6年に4名増とし、以降は年間5人ずつの増加を見込みました。

② 放課後等デイサービス

【サービス内容】

障がいのある学齢児について、多様なメニュー（日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動等）を学校との連携・協働による支援生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

◆放課後等デイサービス

(人日、人：月あたり)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	560	680	800	1,040	1,120	1,200
	実績	581	713	964	—	—	—
	計画比	103.8%	104.9%	120.5%	—	—	—
実利用 人数 (人)	見込量	70	85	100	130	140	150
	実績	83	103	121	—	—	—
	計画比	118.6%	121.2%	121.0%	—	—	—

【評価】

令和4～5年度にかけて、新たな事業所が3か所増え、市内で利用しやすい環境が少しずつ整備されています。今後も利用者数、利用日数ともに増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

時間について：年々利用日数が増加しているため、令和5年度の実績を基にして、1人当たりの平均利用日数である8日／月に利用見込み人数を掛けて見込みました。

人について：現在利用者121人です。ニーズが高く、今後も利用者増が見込まれることから、令和6年に9名増とし、以降は年間10人ずつの増加を見込みました。

③ 保育所等訪問支援

【サービス内容】

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援の提供を行います。

◆保育所等訪問支援

(人日、人：月あたり)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	18	24	30	80	90	100
	実績	16	23	43	—	—	—
	計画比	88.9%	95.8%	143.3%	—	—	—
実利用 人数 (人)	見込量	9	12	15	40	45	50
	実績	13	16	35	—	—	—
	計画比	144.4%	133.3%	233.3%	—	—	—

【評価】

児童発達支援と放課後等デイサービスを利用しやすい環境が整いつつある中で、保育所等訪問支援のニーズも増加しています。今後も利用者数、利用日数ともに増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

時間について：過年3年間の実績を基に、1人当たりの平均利用日数を1か月あたり2日／月として、利用見込み人数を掛けて見込みました。

人について：現在利用者35人です。利用のニーズが高く、今後も利用者増が見込まれることから、年間5人ずつの増加を見込みました。

④ 居宅訪問型児童発達支援

【サービス内容】

既存の児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを居宅に訪問して提供を行います。

◆居宅訪問型児童発達支援

(人日、人：月あたり)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	0	0	1	22	22	22
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	0.0%	－	－	－
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	0.0%	－	－	－

【評価】

現時点でのニーズはありませんが、ニーズが生じた際にはサービス提供できる体制を整備する必要があります。

見込量の考え方

今後、各年度で1名、1か月あたり22日の利用を見込みました。

⑤ 障害児相談支援

【サービス内容】

障害児通所支援サービスの利用希望者が適切に障害児通所支援サービスを利用できるようにサービス等利用計画を作成します。

◆障害児相談支援

(人：1か月あたり実量)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	28	35	42	47	52	57
	実績	26	35	42	—	—	—
	計画比	92.9%	100.0%	100.0%	—	—	—

【評価】

児童発達支援と放課後等デイサービスを利用しやすい環境が整備され始め、障害児相談支援の利用実績も増えています。今後も増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

過去3年間の実績を基に、平均で約5人ずつ増加していることから、年間5人増を見込みました。

(2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

【活動指標】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

◆医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

	第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0	1

見込量の考え方

市内の相談支援事業所や児童発達支援センターに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を促します。また、相談支援専門員が医療的ケア児等コーディネーターの資格を取得できるように、養成研修の開催案内など情報提供を行います。